入札・契約の対応方針（工事）（一部見直し）

今回の見直し項目：ワーク・ライフ・バランス等の取組の改善

令和7年9月26日

中国地方整備局
港湾空港部

ワーク・ライフ・バランス等の推進の改善

見直し

□背　景

・平成29年度より、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組方針の活用」（平成28年3月22日 すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を行っている。

・ 今般、更なる取組拡大のため、本取組の対象を総合評価落札方式及び企画競争方式（プロポーザル方式を含む）における全ての公共工事等（測量・調査及び建設コンサルタント等業務を含む）に拡大する。

■見直し内容

・対象工事を拡大(現行工事以外の全ての工事にも適用)※する。

※ 令和 7年10月1日以降に公告を開始する案件から導入する

評価項目	評価基準	現行	見直し
企業の能力等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7 年4 月1 日以降の基準）・くるみん（令和4 年4 月1 日～令和7 年3 月31 日までの基準）・くるみん（平成29 年4 月1 日～令和4年3 月31 日までの基準）・くるみん（平成29 年3 月31 日までの基準）・トライくるみん（令和7 年4 月1 日以降の基準）・トライくるみん（令和4 年4 月1 日～令和7 年3 月31 日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	【対象】 ① 港湾土木工事　ＷＴＯ（段階的選抜方式）及び　Ａ等級の工事 ② 港湾土木工事　ＷＴＯ（段階的選抜方式以外）	【対象】 ① 港湾空港工事　ＷＴＯ（段階的選抜方式）及び　Ａ等級の工事 ② 港湾空港工事　ＷＴＯ（段階的選抜方式以外） ③ ①②以外の工事
		【配点】 ① 企業の能力等の合計配点の5% ② 1.0点	【配点】 ① 企業の能力等の合計配点の2.5～5.0% ② 技術提案の配点の0.5%（外数） ③ 企業の能力等の合計配点の1.0～2.5%

◆共同企業体の場合の取扱い
代表者又は構成員のいずれかが、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として認定されていれば加点対象とする。

◆認定等の確認方法
認定通知書の写しの添付にて確認する。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）
なお、令和7年10月1日以降に公告を開始する案件から一般事業主行動計画策定・変更による加点評価は行わない。

総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

見直し

ワーク・ライフ・バランス等の推進の改善

① 港湾空港工事 ＷＴＯ（段階的選抜方式） 及び Ａ等級の工事 （例）

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト 現 行	評価のウエイト 見直し
技術提案	企業に求める技術提案		40	40
施工能力等	企業の能力等	平成〇年度以降に完成・引渡しの完了した同種工事の施工実績	1：港湾土木以外 0．5：港湾土木	0．5
		その他	9	9
		ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	ー：港湾土木以外 0．5：港湾土木	0．5 ※1
	小 計		10	10
	技術者の能力等		10	10
賃上げを実施する企業に対する加点			4	4
合 計			64	64

※１ 企業の能力等の合計配点の5.0%で運用

② 港湾空港工事 ＷＴＯ（段階的選抜方式以外） （例）

評価項目	評価のウエイト 現 行	評価のウエイト 見直し
企業に求める技術提案 指定テーマ1	0～30	0～30
指定テーマ2	0～30	0～30
小 計	60	60
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	ー：港湾土木以外 1：港湾土木	1 ※2
小 計	ー：港湾土木以外 1：港湾土木	1
賃上げを実施する企業に対する加点	4	4
合 計	64：港湾土木以外 65：港湾土木	65

※２ 技術提案の配点の0.5%以上の整数で運用（外数）

③ ①②以外の工事 （例）

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト 現 行	評価のウエイト 見直し
簡易な施工計画	技術的所見		40	40
施工能力等	企業の能力等	担い手育成の活動	1	0．5
		その他	19	19
		ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	ー	0．5 ※3
	小 計		20	20
	技術者の能力等		20	20
賃上げを実施する企業に対する加点			3	3
合 計			63	63

※３ 企業の能力等の合計配点の2.5%で運用